



# お知らせ・募集



くわしくは浦添市ホームページへ

## 税金・保険・年金

### 「国民健康保険税および後期高齢者医療保険料」の第1期納期限

令和5年度「国民健康保険税」および「後期高齢者医療保険料」第1期の納期限は7月31日(月)です。納め忘れにご注意ください。

### 国民健康保険の給付に関する各種証の切り替え

現在お持ちの「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「特定疾病療養受療証」の有効期限は7月31日(月)です。有効期限が過ぎると使用できなくなります。8月1日(火)以降も引き続き利用するためには更新の手続きが必要で、更新手続きをしない場合、医療機関での支払いが自己負担限度額を超える場合がありますので、ご注意ください。

### 国民健康保険課 徴収係

内線 3717 / 3722

### 国民健康保険税の減免申請

災害・倒産・病気療養等の事情により、国保税を納めるのが困難なときは、申請により減免を受けられる場合があります。申請は、納税通知書が届いてから納期限までに、原則郵送で行う必要があります。減免が受けられる国保税は、未納の税額に限られます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

### 国民年金保険料の免除

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少している場合は、臨時特例措置として国民年金保険料免除申請が可能でしたが、一般免除は令和5年6月分まで、学生免除は令和5年3月分をもって終了しました。なお、さかのぼって2年1か月前まで申請が可能です。詳しくは市ホームページまたは日本年金機構ホームページをご覧ください。市民課国民年金係 (876)1284

### 令和5年度国民年金保険料の一般免除申請の受付開始

令和5年度の保険料は月額1万6520円です。納めることが難しいときは、申請することで保険料の全部または一部の納付が免除できる制度があります。過去の免除申請時に「継続申請」を希望されていると、申請が不要になる場合があります。

### 令和5年度国民健康保険税の旧被扶養減免申請

被用者保険の被保険者本人が、後期高齢者医療制度に移行することにより、扶養されていた65歳以上の人が国保に加入した場合、国保税の軽減が受けられますが、令和5年度から申請が必要になります。

### 国民健康保険税の賦課限度額の改定

令和5年度から、国保税の支援分の賦課限度額を次の通り変更します。

### 国民健康保険税の所得に応じた軽減措置に係る判定基準所得額の改定

世帯に属する国保加入者等(世帯主・旧国保被保険者を含む)の総所得金額等の合計額が一定の基準額以下の場合、国保税のうち均等割額および平等割額が(7.5・2割)軽減されますが、令和5年度から軽減判定基準所得額が次のとおり改定されます。ただし、所得申告をしていない場合、軽減の適用はされませんのでご注意ください。

### 国民健康保険税のおよび「後期高齢者医療保険料」の徴収

災害・病気等により、国民健康保険税の納付が困難な場合は、法令等に基づき徴収の猶予を受けることができる場合があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

### 医療費が高額になったとき

ひと月(1日から月末まで)の医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた場合、申請して認められると、その超えた分が高額療養費として支給されます。

### 「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」の申請

医療機関で入院または外来時に「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」を提示すると、個人単位で医療機関での自己負担額が限度額までになります。また、食事が減額になる場合があります。ただし、限度額は所得区分により異なるため、認定証の提示が必要です。

軽減割合	基準所得金額
7割	43万円を超えない世帯
5割	43万円+(29万円×被保険者数)以下
2割	43万円+(53万5千円×被保険者数)以下

令和5年度国保税について、詳しくは市ホームページをご覧ください。



詳しくはこちら

### 後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

8月1日(火)から、被保険者証が切り替わります。新しい被保険者証は7月下旬までに簡易書留で郵送します。



令和5年度「国民健康保険税」および「後期高齢者医療保険料」の第1期納期限は7月31日(月)です。納め忘れにご注意ください。

### 国民健康保険課 徴収係

内線 3718 / 3721

### 国民健康保険税の減免申請

災害・倒産・病気療養等の事情により、国保税を納めるのが困難なときは、申請により減免を受けられる場合があります。申請は、納税通知書が届いてから納期限までに、原則郵送で行う必要があります。減免が受けられる国保税は、未納の税額に限られます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

### 国民年金保険料の免除

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少している場合は、臨時特例措置として国民年金保険料免除申請が可能でしたが、一般免除は令和5年6月分まで、学生免除は令和5年3月分をもって終了しました。なお、さかのぼって2年1か月前まで申請が可能です。詳しくは市ホームページまたは日本年金機構ホームページをご覧ください。市民課国民年金係 (876)1284

### 令和5年度国民年金保険料の一般免除申請の受付開始

令和5年度の保険料は月額1万6520円です。納めることが難しいときは、申請することで保険料の全部または一部の納付が免除できる制度があります。過去の免除申請時に「継続申請」を希望されていると、申請が不要になる場合があります。

### 令和5年度国民健康保険税の旧被扶養減免申請

被用者保険の被保険者本人が、後期高齢者医療制度に移行することにより、扶養されていた65歳以上の人が国保に加入した場合、国保税の軽減が受けられますが、令和5年度から申請が必要になります。

### 国民健康保険税の賦課限度額の改定

令和5年度から、国保税の支援分の賦課限度額を次の通り変更します。

### 国民健康保険税の所得に応じた軽減措置に係る判定基準所得額の改定

世帯に属する国保加入者等(世帯主・旧国保被保険者を含む)の総所得金額等の合計額が一定の基準額以下の場合、国保税のうち均等割額および平等割額が(7.5・2割)軽減されますが、令和5年度から軽減判定基準所得額が次のとおり改定されます。ただし、所得申告をしていない場合、軽減の適用はされませんのでご注意ください。

### 医療費が高額になったとき

ひと月(1日から月末まで)の医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた場合、申請して認められると、その超えた分が高額療養費として支給されます。

### 「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」の申請

医療機関で入院または外来時に「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」を提示すると、個人単位で医療機関での自己負担額が限度額までになります。また、食事が減額になる場合があります。ただし、限度額は所得区分により異なるため、認定証の提示が必要です。



詳しくはこちら

### 下水道使用料改定表 (税抜)

用途	区分	水量 (m)	使用料 (円)		差額 (円)	
			旧使用料 (円)	新使用料 (円)		
家事用	基本料金	8まで	500	524	24	
		超過料金 (1mlにつき)	9~30	65	80	15
			31~50	70	86	16
業務用	基本料金	51~	75	91	16	
		超過料金 (1mlにつき)	10まで	650	684	34
			11~30	65	80	15
			31~50	75	91	16
			51~100	90	106	16
			101~300	110	126	16
301~500	135		151	16		
大眾浴場用	基本料金	501~	160	177	17	
		1mlにつき	47	50	3	

## 下水道使用料が変わりました

改定日: 4月1日

問い合わせ: 上下水道部 経営企画室 ☎ (877)0424

下水道使用料は、消費税による改定を除き、平成20年から料金を維持してきましたが、下水道事業に係る費用を賄うことができず、不足分を一般会計で補うことにより事業経営を行ってまいりました。

この状況を改善し、独立採算による事業経営を図るため、使用料の改定を行いました。

※上水道料金は変更ありません。

改定前から使用している人は、6月検針分以降の請求(7月請求分)から適用です!

※4月1日以降に開栓した人は、初回請求分から新料金適用です。



詳しくはこちら

